

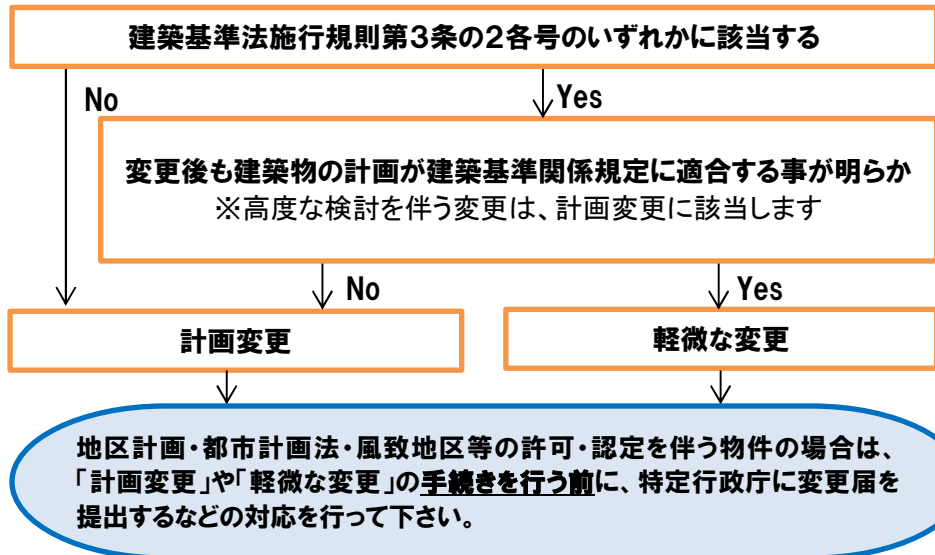
「計画を変更する場合の手続きについて」

配布用

確認済証の交付後に計画の変更が生じる場合は、「計画変更確認申請」又は「軽微な変更届」の手続きが必要です。いずれの手続きに該当するかについては、まずは設計者の判断となります。判断に迷う場合は、事前に弊社までご相談下さい。

計画変更の場合は、変更部分に係わる**工事に着手する前**に計画変更の確認済証を受けて下さい。

「変更の種類の判断」



■軽微な変更の手続きについて

【提出書類】(各2部)

- 軽微変更報告書
- 委任状(代理者が申請する場合)※確認申請時に一括で委任を受けている場合は写しでも可
- 計画を変更する部分の変更前・変更後の図面
- 建築計画概要書(概要書の表記に変更がある場合のみ)

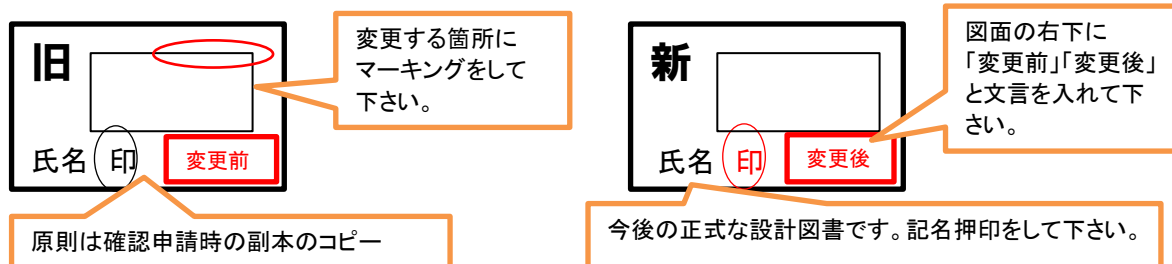
■計画変更の手続きについて

【提出書類】

- 受付表
- 建築計画概要書(【19.その他必要な事項】欄に計画変更の概要を記載して下さい。)
- ※ 計画変更確認申請書 第一面～第六面
(第三面～第六面の備考欄には、それぞれの面に係わる部分の変更の概要について記入して下さい。)
- ※ 委任状(代理者が申請する場合)※確認申請時に一括で委任を受けている場合は写しでも可
- ※ 計画を変更する部分の変更前・変更後の図面
- ※ 変更に係る図書(構造計算書等)

※の書類は、2部(正本・副本)提出して下さい。
(東京都以外の場合は、消防同意用の図書が必要な場合もあります。)

■計画を変更する図面の作り方(必ず新旧セットで提出して下さい。)



※変更前がない追加の図面については「追加提出図面」と記載して下さい。

計画変更の場合の、建築計画概要書(第二面)の記載方法

【15. 工事着手予定年月日】
令和 1 年 2 月 1 日

【16. 工事完了予定年月日】
令和 2 年 12 月 1 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
 (第 1 回) 令和 2 年 8 月 8 日 (屋根工事完了時)
 (第 2 回) 令和 年 月 日 ()
 (第 3 回) 令和 年 月 日 ()

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】
 有 無

【19. その他必要な事項】
(計画変更の概要)
●●●●

計画変更の場合、申請書では第一面に変更の概要を記載する欄がありますが、**概要書には変更内容を記載する項目が無い為**、受け取った特定行政庁がどのような変更なのか把握できません。その為、建築計画概要書第二面の【19.その他必要な事項】欄に変更内容の明示をお願い致します。

- ①[計画変更の概要]と表題を付けて下さい。
- ②変更が複数ある場合は、変更内容が大きいものを優先して記載して下さい。
- ③変更の概要は具体的に記載して下さい。

例1) ×: 建築面積の変更 → ○: パルコニー形状の変更に伴う建築面積の変更 ○○㎡ → ●●㎡
(変更が生じた理由と、具体的な数字の変更を記載して下さい。)

例2) ×: 構造の変更 → ○: 耐力壁の位置の変更と、それに伴う構造計算の再検討
(変更が生じた理由と、それに伴いどのような検討を行ったのかを記載して下さい。)

例3) ×: 防火設備の変更 → ○: 防火設備の変更 EB-**** → EB-@@@
(認定番号の変更がある場合は、具体的な番号の変更を記載して下さい。)

株式会社 J 建築検査センター



- ・ 本社・渋谷支店 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目13-9 渋谷たくぎんビル5階 TEL:03-5464-7778
- ・ 八重洲支店 〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目5-12 プレリー八重洲ビル8階 TEL:03-5202-7577
- ・ 大阪支店 〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町3丁目5-13 創建御堂筋ビル7階 TEL:06-6204-3210